

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 本年の給与改定関係

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 通勤手当について

ア 令和 7 年 4 月 1 日以降の措置内容

普通自動車等又は原動機付自転車等を使用する職員に対する通勤手当の月額を別記第 2 のとおり改定すること。

イ 令和 8 年 4 月 1 日以降の措置内容

(ア) 交通用具の種別に基づく職員の区分を廃止し、交通用具使用者に対する通勤手当の額を、67,200円を超えない範囲内で交通用具の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。

(イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で 1 か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

(ウ) 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(3) 特地勤務手当に準ずる手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手

当を支給すること。

(4) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年度の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.725月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.525月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.975月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年度以降の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5125月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任

用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(5) 宿日直手当について

支給額の限度を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（人事委員会が定める日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、11,550円）とすること。

2 教員の処遇改善関係

(1) 給料表について

1の(1)による改定後の教育職給料表(二)の備考2に規定する職務の級が4級である職員に対する給料月額に加算額を11,500円とし、新たに職務の級が5級である職員について加算額を設け、その額を4,000円とすること。

(2) 教職調整額について

支給率を10%とすること。

(3) 義務教育等教員特別手当について

支給月額の限度を8,600円とし、職務の級及び号給の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮した支給月額とすること。

(4) 共通の給料表の導入に伴う経過措置額について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年千葉県条例第3号）附則第7項及び第8項の規定による給料については、適用期間を、令和7年12月31日までの間とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のアについては令和7年12月1日から、2の(1)から(3)までについては令和8年1月1日から、1の(2)のイ及び1の(4)のイについては令和8年4月1日から、2の(4)については速やかに実施すること。

(2) 経過措置等

ア 教職調整額の支給率の特例措置

令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給率については、次の表の左欄に掲げる期間においては、右欄に掲げる支給率とすること。

令和8年1月1日から令和8年12月31日	5%
令和9年1月1日から令和9年12月31日	6%
令和10年1月1日から令和10年12月31日	7%
令和11年1月1日から令和11年12月31日	8%
令和12年1月1日から令和12年12月31日	9%

イ その他所要の措置

アに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。